

第 4 章 政 策

政 策

- 1 総 合 計 画
- 2 地 方 創 生
- 3 交 通 安 全 総 合 対 策
- 4 広 報 ・ 広 聴
- 5 情 報 政 策

1 総合計画（第七次前橋市総合計画基本構想抜粋）

(1) ビジョン

本市には、水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、充実した医療環境、全国有数の農業生産力など、多くのまちの誇りや可能性がある。これらは、このまちで暮らしてきた多くの人たちが、永きにわたって愛し、守り、育て、残してきた財産であり、ここ前橋が、人々の暮らしを支え、「良いものが育つ場所」であることの証である。

そこで、「前橋の未来に向かって、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への糧として繋いでいくことを、ここに暮らすすべての人で実現する。」という想いを込めて、『めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～』を地域全体で共有していくビジョンとして掲げる。

(2) 将来都市像

これからのまちづくりを進めるキーワードは「地域経営」である。

市民、企業・団体、行政それぞれが、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むことが重要であり、そのためには、それぞれの主体が共有できる将来のまちの姿を持つことが大切である。

そこで、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に位置付け、「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」を目指すまちの姿とし、その実現に向けて行政は多様な市民の活動を支えていく。

(3) 計画の期間

計画期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とする。

(4) まちづくりの方向性（まちづくりの柱）

ア 人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）

ふるさとを愛し、多様性を尊重する心豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代が共に学び、支え合えるまちを目指す。

イ 希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て）

結婚や出産の希望を叶えられ、子育てを楽しむことができるまちを目指す。

ウ 生涯活躍のまちづくり（健康・福祉）

充実した医療福祉環境のもと、生涯を通じた心や体の健康づくりを推進するとともに、誰もが自分らしく生きがいを持ち、共に支え合いながら活躍できるまちを目指す。

エ 活気あふれるまちづくり（産業振興）

既にあるしごとの魅力を高めるとともに、新たなしごとを創出し、市民それぞれが個性を活かして活躍できるビジネスチャンスにあふれたまちを目指す。

オ 魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）

地域の魅力を創造・発信し、誰もが訪れ、住み続けたいくなるまちを目指す。

カ 持続可能なまちづくり（都市基盤）

人口減少・少子高齢社会に対応した都市基盤の構築を推進し、将来にわたり安全で、安心して暮らせるまちを目指す。

(5) 計画の進行管理

本計画では、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行うこととする。

具体的には、行政評価を活用し、重点施策ごとに設定した成果指標の実績や各施策のもとで実施する事業の取組状況等を評価・検証するとともに、より高い成果を上げるための改善策を講じることにより、計画を着実に推進する。

2 地 方 創 生

(1) 地方創生をめぐる動き

2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年12月に国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度～2019年度まで）」を策定し、人口減少問題の解消と、東京圏への一極集中を是正するための取組を進めてきた。

しかし、我が国における将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であることから、2019年（令和元年）12月に国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を継続することとした。

本市においても、2016年（平成28年）3月に、人口ビジョン及び総合戦略で構成する「県都まえばし創生プラン」を策定し、人口減少問題解決に向けた取組を進めてきたが、引き続き取組を進めていく必要があることから、2020年（令和2年）3月に、2020年度（令和2年度）からの5年間を計画期間とする「第2期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」を策定した。

2022年（令和4年）12月に国では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル技術の活用等によって、これまでの地方創生の取組を加速化、深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指している。このため、本市においても国や県の動きを勘案し、デジタルの力を活用するなど、様々な地域課題や社会課題解決・魅力向上に向けた取組の継承・発展を図るため、2024年（令和6年）3月に、2024年度（令和6年度）からの4年間を計画期間とする「第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」を策定した。

(2) 人口ビジョン（2025年度改定版）

期間：2070年（令和52年）まで

本市の人口を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。

ア ビジョン・将来都市像

第3期県都まえばし創生プランと第七次前橋市総合計画を一体的に推進することで、総合計画に掲げた将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現を目指す。

イ 人口の将来展望

① 2040年

人 口 300,000人

人口割合 （年少：生産年齢：老年）＝11％：52％：37％

② 2060年

人 口 267,000人

人口割合 （年少：生産年齢：老年）＝12％：51％：37％

(3) 総 合 戦 略

期間：2024年度（令和6年度）から2027年度（令和9年度）の4年間

人口ビジョンの結果を踏まえ、今後4か年で取り組むべき施策を示す。

ア 基本目標

- ① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② 若者の定着と多様な人材の活躍により、地域の活力を維持する

イ 重要業績指標（KPI）

指標	現状値	目標値（2027年度）
① 合計特殊出生率	1.27 (2023年度)	1.47
② 20-24歳の市外への転出超過数	436人 (2023年度)	120人

ウ 優先課題と解決の方向性

- ① 進展する人口減少（横断的課題） ⇒ 持続可能なまちづくり
- ② 未婚率の上昇と出生数の減少 ⇒ 未婚の原因解消と子育て支援の充実
- ③ 若者の総数の減少 ⇒ 若者の定着・還流と新たな流れの創出
- ④ 高齢者・外国人住民の増加 ⇒ 多様な人材が活躍できる環境づくり

(4) 総合戦略の体系

《第3期前橋版総合戦略》

基本目標 1・2 共通

優先課題（1）進展する人口減少（横断的課題）

- 施策① 誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくり
- 施策② 共助のまちづくり

基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

優先課題（2）未婚率の上昇と出生数の減少

- 施策③ 結婚・出産の希望実現
- 施策④ 子育てしやすい環境づくり
- 施策⑤ すべての子どもの学びを支え、育む教育
- 施策⑥ 安定的な雇用と収入の確保

基本目標 2 若者の定着と多様な人材の活躍により、地域の活力を維持する

優先課題（3）若者の総数の減少

- 施策⑦ 市内大学生等の定着
- 施策⑧ 魅力あふれるしごとづくり
- 施策⑨ 関係人口・交流人口の増加
- 施策⑩ 移住・定住人口の増加

優先課題（4）高齢者・外国人住民の増加

- 施策⑪ 全世代活躍のまちづくり
- 施策⑫ 外国人材の定着・活躍促進・共生推進

3 交通安全総合対策

(1) 交通安全対策の推進

- ① 前橋市交通対策協議会の設置
設置年月日：昭和42年10月1日
- ② 交通事故防止の運動推進
- ③ 交通安全啓発活動の実施
- ④ 交通安全教育の実施
- ⑤ 交通事故や交通危険箇所の情報発信及び安全対策の実施
- ⑥ 交通道德の高揚に関すること
- ⑦ その他目的達成に必要なこと

交通安全教室実施数

(令和7年度)

区分	件数
幼児交通安全教室	171件
親と子の交通安全教室（小学生）	18件
放課後児童クラブ交通安全教室（小学生） ※夏休み期間に実施	18件
危険予測トレーニング（小学校6年生） ※三井住友海上火災保険㈱と連携	15件
スケアード・ストレート自転車交通安全教室（中学生） ※スタントマンが事故再現	8件
自転車交通安全教室（中学生） ※前橋自動車教習所と連携	4件
その他教室（出前講座等）	17件

(2) 交通指導員

- ① 小学校長、PTA会長、自治会長の三者から推薦された者に、教育長が交通指導用務を委嘱する。
- ② 任期は原則2年とする。
- ③ 用務は警察機関、交通安全推進機関、団体等との緊密なる連携のもとに児童の登校時における保護誘導及びPTA会員等への旗振り指導をする。
- ④ 委嘱人数は令和8年4月1日現在138名である。
- ⑤ 報償は年額150,000円を年2回に分けて支払う（2人でのローテーションの場合は年額75,000円）。
- ⑥ 交通指導員に対しては、制服等の装備品を貸与する。

(3) 交 通 状 況

ア 自動車保有台数

(各年3.31現在)

区分 年度	総 数	前年比	貨物			乗合		乗用		特種(殊)	
			普 通	小 型	被けん引	普 通	小 型	普 通	小 型	特 種	大型 特殊
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
令 4	181,831	99.7	9,175	13,660	508	238	321	78,229	74,381	4,566	753
令 5	181,462	99.6	9,125	13,606	507	238	320	78,168	74,239	4,550	709
令 6	181,264	100.1	9,181	13,552	498	230	306	80,058	72,077	4,615	747
令 7	181,099	99.9	9,077	13,438	561	227	302	82,299	69,791	4,656	748

イ 原付自転車、軽自動車保有台数

(各年度4.1現在)

年度別	総 数	原 付 自 転 車			軽 自 動 車				小型特殊自動車		二 輪 小 型 自動車	雪 上 車
		50cc 以下	51cc～ 90cc	91cc～ 125cc	二輪	三輪	四輪 貨物	四輪 乗用	農耕用	その他		
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
令 5	136,627	7,828	1,290	2,641	4,743	4	25,192	80,444	7,365	1,195	5,924	1
令 6	137,686	7,644	1,274	2,779	4,863	3	25,176	81,339	7,386	1,184	6,037	1
令 7	138,565	7,531	1,272	2,866	4,861	4	25,210	82,171	7,335	1,205	6,109	1
令 8	139,627	7,442	1,274	2,950	4,882	4	25,277	83,053	7,340	1,216	6,188	1

ウ 交通事故発生状況

(前橋市内)

区分 署別 年別	前 橋 署		前 橋 東 署		計		増減数	前年比
	令 6	令 7	令 6	令 7	令 6	令 7		
件 数	1,032	996	874	880	1,906	1,876	件 -30	% 98.4
死 者 数	2	3	1	2	3	5	人 2	% 166.6
負 傷 数	1,252	1,175	1,096	1,115	2,348	2,290	人 -58	% 97.5

4 広報・広聴

(1) 広報活動

ア 広報紙の発行

名 称	広報まえばし
創 刊	昭和25年4月
発 行	月1回（1日、年12回発行）
発行部数	149,850部（令和8年4月号）
規 格	A4判、平均36ページ
配 布	市内全世帯、関係機関、その他

イ 声の広報の発行

広報紙の内容をデジタイズCDに録音して月1回発行し、視覚障害者など（17世帯）に郵送。音訳は、ボランティアの協力で行っている。

ウ 広報電子データの掲載

市ホームページ上にPDF等のデータ、㈱モリスワの運営するカタログポケット上に多言語に対応した電子書籍版を掲載している。

エ データ放送による情報配信

群馬テレビのデータ放送により市政情報を発信

オ ラジオによる情報発信

① エフエム群馬

毎週金曜、午後4時55分から3分30秒間、「ラジオインフォメーションいきいき前橋」で市政情報を発信（5～7月、9～10月）

② まえばしCITYエフエム

・まえばし情報ステーション

広報まえばしなどの市政情報を発信

月曜、金曜の午前7時54分（本放送）と午後5時54分（再放送）に5分間

・市民・職員等参加番組

市民や職員が実際に出演し、健康や生涯学習、観光、まちなか情報などを発信

木曜は、午前9時49分（本放送）と午後6時20分（再放送）に10分間

土曜は、午前9時49分（本放送）と午後1時49分（再放送）に10分間

・外国語ラジオ番組CITY TOPICS

市政情報を英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語で発信

水曜の午前7時54分（本放送）と午後5時54分（再放送）に5分間

・市長・職員等対談番組「まえばし市 隣は何をする人ぞ」

各所属の事業の背景や狙いを対談形式で発信するとともに、収録の様子やアフタートークなどをYouTubeで配信

本放送：第1週月曜の午前9時に15分間

再放送：第2～5週月曜の午前9時並びに第1～5週土曜及び日曜の午後5時に15分間

カ 報道機関への情報提供

原則月2回の定例記者会見を開催し、市長が直接情報を提供している。会見はYouTubeで配信している。その他、市政情報を市政記者に随時提供している。

キ ホームページ（インターネット）による情報発信

市政、市有施設、例規集などの情報などを発信している。また、各種申請書などのダウンロードもできるようにしている。

ク 市政情報のメール配信

まちの安全ひろメールを使用して登録者に対し、概ね週2回、市政やイベント情報などを提供している。

ケ ソーシャルメディアによる情報発信

ユーチューブ、インスタグラム、LINEによりイベントや観光情報などの旬なお知らせを発信している。まちの安全エックスにより災害時における最新の危機管理情報や防犯情報を発信している。

(2) 広 聴 活 動**ア 前橋市への提案・意見**

- ・市民の声を広く聴いて、市政に反映させていくための制度
- ・専用ハガキを市庁舎1階総合案内、各支所・市民サービスセンターなど市内17か所に設置
- ・電子メール、ファクス、意見箱（市庁舎1階・2階、支所、市民サービスセンター、中央公民館に設置）、郵送により、提案や意見を受付

イ タウンミーティング

- ・市長が市民と直接意見交換を行い、市民の意向やニーズを把握することにより、市民の声を市政運営に反映させるために実施する。

5 情 報 政 策

(1) D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ア 前橋市D X推進計画2.0の策定

急速な人口減少と少子高齢化により、労働力不足が深刻化し、行政サービスの維持が困難になる中、地方自治体には限られた人員で持続可能な運営を実現することが求められている。

また、今後は職員の大量退職による知識流出や人材確保の難しさが懸念されることから、こうした状況を踏まえ、令和3年度から5年間のDX推進計画に基づき、情報システムの最適化、市役所のDX推進、マイナンバーカードの普及促進など、住民本位の行政サービスの実現に向けた取組を着実に進めてきた。令和8年度からはこれまでの成果を継承しつつ、より実効性のある施策に注力するためDX推進計画2.0をスタートさせた。

DXの推進にあたっては、住民サービスの向上をミッションとし、「行政の変革」の柱を基盤とし、「住民と行政との設定の変革」と「地域との共創」の2つの柱を推進するとともに、社会情勢や技術の進展に柔軟に対応しながら、継続的に取組を進めていく。

なお、本計画は「市町村官民データ活用推進計画」など国の関連法等による要請や「前橋市行財政改革推進計画」を再編するなど関連する各種計画と整合を図りながら取組を進めるものとする。

イ 計画の構成

市が果たすべき使命や存在意義（ミッション）、実現したい未来（ビジョン）、組織が持つべき共通の価値観（バリュー）を明示し、10事業を推進する。なお、事業の推進にあたっては庁内横断的なWG（ワーキンググループ）を組成し、部署や立場を超えた活動を展開している。

ミッション	住民の福祉の増進（地方自治法第一条の二）
ビジョン	デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政及び地域社会を実現する
バリュー	①住民の視点を常に意識し、追及する ②チャレンジ&アジャイル ③誰も取り残さない

3つの柱	10事業
1 住民と行政との接点の変革	(1)窓口フロントヤード改革
	(2)行政手続のオンライン化
	(3)契約関係業務の電子化
	(4)アナログ規制の点検・見直し
2 地域との共創	(5)オープンデータの推進
	(6)デジタルデバイドの解消
3 行政の変革	(7)組織風土の醸成
	(8)業務改善
	(9)DX人材の育成
	(10)AIを活用できる環境づくり及び庁内データ活用基盤の整備

ウ 計画の期間

2026年4月～2027年3月（2年間）

(2) 情報処理

ア 稼働中の主なシステム

① アウトソーシング

- ・基幹情報システム（住民基本台帳システム、税関連システム等）
- ・前橋市地図情報システム「さーちずまえばし」
- ・電子申請届出システム「ぐんま電子申請等受付システム」（県と市町村との共同運用）
- ・文書管理システム
- ・財務会計システム
- ・公共施設予約システム「いつでも貸館」
- ・戸籍管理システム

② 自庁運用

- ・戸籍管理システム
- ・人事給与システム
- ・福祉総合システム

イ システム開発

昭和56年の汎用電算機の導入以後、積極的にシステム開発に取り組み、情報処理の規模的拡大と質的高度化を図ってきた。

例えば、平成22年1月から、汎用電算機で運用していた基幹情報システムをサーバー処理に切り替え、アウトソーシングを実施した。

また、基幹情報システム以外のシステムについても、平成23年度以降、自庁運用サーバーを仮想化技術を利用して集約するなど、運用コストの低減に努めてきた。さらに、昨今のクラウド技術の普及に伴い、ネットワークを通じてシステムを利用するASPサービスなど、様々な手法を活用したシステム導入を進めている。

令和2年1月からは、基幹情報システム等を高崎市・伊勢崎市との共同で自治体クラウドとして利用を開始し、調達及び運用コストの低減を実現した。一方、令和6年度からは、国が進める地方自治体情報システムの標準化・共通化に基づき、標準化対象20業務について、ガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を順次実施している。

(3) マイナンバーカード活用

市民がマイナンバー制度のメリットを実感できるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いマイナンバーカードの普及を進めるとともに、行政サービスの一層の利便性向上と運用効率化に向けた活用施策を検討・実施してきた。

[主な取り組み]

- ① 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス（平成28年1月～）
- ② 親子健康情報アプリ「OYACO plus」における健診データ等の情報連携（平成28年3月～）
- ③ 所得・課税証明書のコンビニ交付サービス（平成28年10月～）
- ④ マイタク制度におけるマイナンバーカード活用（実証実験 平成30年1月～、実運用 平成30年5月～）
- ⑤ 安心・安全なデジタルID「めぶくID」（令和4年10月～）
- ⑥ 電子地域通貨「めぶくPay」（令和5年12月～）

(4) スマートシティ推進

国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、データ連携と最先端技術による地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取り組みとして令和4年度に「まえばし暮らしテック推進事業」、令和5年度に「共助のまちづくり事業」、令和6年度に「まえばしコミュニティ支援事業」を実施した。

めぶくIDとデータ連携基盤を軸とし、地域活性化に繋がる様々な分野に関するサービスを構築し、民間事業者が主体となって運用している。

